

<b>議 案 名</b>	富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について				
<b>制 定 趣 旨</b>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会として、富士見市コミュニティ・スクール協議会を設置することに伴い、同協議会の委員の報酬を定める必要があることから改正するものです。</p>				
<b>制 定 内 容</b>	<p>富士見市コミュニティ・スクール協議会委員の日額の報酬を定めるもの。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="491 1003 1364 1050"> <tr> <td data-bbox="491 1003 587 1050">63</td> <td data-bbox="587 1003 1070 1050">コミュニティ・スクール協議会委員</td> <td data-bbox="1070 1003 1161 1050">日額</td> <td data-bbox="1161 1003 1364 1050">3,000円</td> </tr> </table>	63	コミュニティ・スクール協議会委員	日額	3,000円
63	コミュニティ・スクール協議会委員	日額	3,000円		
<b>施 行 日</b>	令和8年4月1日				

富士見市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第1号）新旧対照表

新				旧			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
1～61	(略)			1～61	(略)		
62	就学支援委員会委員	日額	30,000円	62	就学支援委員会委員	日額	30,000円
63	コミュニティ・スクール 協議会委員	日額	3,000円				
64～77	(略)			63～76	(略)		